

生活衛生関係営業者の皆様へ

- ・理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業・ホテル旅館業
- ・興行・鮭商・食肉販売業・社交飲食業・麺類飲食業・喫茶飲食業
- ・料理飲食業・中華料理業・その他飲食店



生活衛生同業組合ご加入のご案内

毎年11月は、
生活衛生同業組合
による、
「活動推進月間」
です。

“生活衛生同業組合”ってなに？

- 皆様方の営業は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」という法律で、生活衛生関係営業（生衛業）と呼ばれています。
- 生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことのできない生活密着型の大事な業種であり、常に道民生活の向上と地域の発展に寄与しています。

営業者の自主的活動団体として 主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
- (2) 営業施設の設備改善や経営の健全化のための資金のあっせん
- (3) 組合員の営業に関する技術の改善向上に関する事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

皆様の生活衛生同業組合への加入をおすすめします。

- 生活衛生関係営業は道民の生活に密着した営業ですが、その多くは、家族労働中心の経営基盤の弱い小規模零細企業です。そのため、経営の近代化、合理化が遅れがちになる傾向があります。
- 消費者ニーズの多様化や少子高齢化が進行する中、生衛業の経営安定を図るためには、しっかりした経営方針をもつことが大切です。
また、生衛業界が一致団結して取り組んで行く必要があります。
- 飲食業をはじめ生活衛生関係営業にとって、新型コロナウイルスや腸管出血性大腸菌 O157 等による感染症や食中毒の予防対策は重要な課題です。
生衛業界では、消費者・利用者の皆様に安全安心なサービスをお届けするため、各種研修会の開催や情報提供に取り組んでいます。

低利率で日本政策金融公庫の融資が受けられます。

振興事業貸付・生活衛生改善貸付（無担保・無保証人）

各種保険制度に加入できます。

生命共済・火災共済・賠償責任保証制度など

各種講習会、研修会に参加できます。

経営・融資・税務・安全衛生・技術の向上のための研修会・講習会

標準営業約款（S マーク）登録ができます。



理容、美容、クリーニング業、めん類飲食店、一般飲食店
営業者を対象に消費者・利用者の強い信頼を得るため、
S マークの登録を行い信用と需要の促進を図っています。
登録するとお店が紹介されます。

(公財) 全国生活衛生営業指導センターのホームページ

<http://www.seiei.or.jp/top/index.html> の左のマークをクリックすると地域ごとに紹介されます。

日本音楽著作権協会(JASRAC)の使用料が割引になります。

お店やホテルでカラオケ装置などを設置して契約したとき、
組合員に対して 2 割引の特典があります。

業界の最新情報を知ることができます。

各組合は情報誌を発行しています。
また、ホームページも開設しています。



あなたもぜひ、組合にお入りください。なお、詳細については組合におたずねください。

がんばる生同組合の姿



理容組合



北海道理容競技大会は 74 年の長い歴史を誇る道内最大の理容競技大会です。全国大会への切符が懸かる部門もあり、毎年、選手達は上位入賞を目指し、熱い戦いを繰り広げます。(令和 2 年度の大会はコロナ禍で中止)



理容の知識を深め技術向上を図りながらサロンの増収とメニュー化に役立ててもらおうと組合、地区会・支部、青年部主催の技術講習会や経営管理セミナーなど営業支援事業を積極的に実施しています。



23 回目を迎えた女性部のつどいは毎年地区輪番制で行われ、当番地区が趣向を凝らした催しを女性部会員のほか家族従業員らも大勢参加して楽しめます。大人も子どもにも大人気の行事です。



美容業組合



美容業組合では、毎年、道内外を問わず、また美容技術に特化せず、組合員が興味を持つテーマに沿った講師をお招きし、技術セミナーや経営セミナーを実施しています。



美容業組合では、美容技術競技大会の内容だけでなく、美容ショーも組み合わせた「HOKKAIDO ビューティFESTA」を開催しています。2019 年は札幌市のロイトンホテルで開催し、組合員だけでなく、サロンのお客様や組合未加入の方など 900 名のご来場をいただきました。



クリーニング組合



北海道クリーニング生活衛生同業組合では、「クリーニング師試験受験のための講習会」を実施しています。令和 2 年度は 50 名程度が受講。令和 3 年度は 8 月 28 日(土)を予定。講習会ではクリーニング実技研修も行います。店頭ハンガーの再利用、マイバッグ利用を呼びかけるポスターを掲示して、来店のお客様に協力をお願いしています。

当店をご利用のお客様へ

当店ではプラスチックごみの減量化に取り組んでいます。

ハンガーの再利用、マイバックの利用にご協力ください。

クリーニング商品のお持ち帰り後についてのご注意

仕上がり時の袋に用いているポリカーは、お持ち帰り後すぐに取外してください。ポリカーを付けたままにしますと、大切な衣類に悪化が生じる場合がありますのでご注意ください。

北海道クリーニング生活衛生同業組合加盟店
公認加盟店 北海道生活衛生消費センター



公衆浴場業組合



令和 2 年 2 月頃から新型コロナウイルス感染症が広がり、5 月には緊急事態宣言が発令され、令和 2 年度は、当初予定していた研修会等の中止を余儀なくされました。こうした中で、組合加盟の浴場では、利用者及び事業者の感染予防対策として、消毒用ディスペンサーと非接触型体温計を設置しました。また、「新北海道スタイル安心宣言」と、組合が独自に作製した「コロナ対策 6 つのお願い」のポスターを各施設に配付、掲示して、感染予防に努めました。

毎年 11 月は、生活衛生同業組合による「活動推進月間」です。

ホテル旅館組合



ホテル旅館組合では、3密(密閉・密集・密接)が発生しやすい冠婚葬祭や各種団体の宴会等における感染拡大を防止するため「北海道ホテル・旅館〔宴会部門〕感染防止ガイドライン」を策定し、普及のため感染拡大防止ガイドラインの冊子と啓発物スタンド型ポップ等を作成、また、各施設で感染拡大防止に取り組んだ成果を事例集として作成し各組合員に配付しました。ホテル旅館組合は、組合一体で感染防止に取り組んでいます。

興行組合



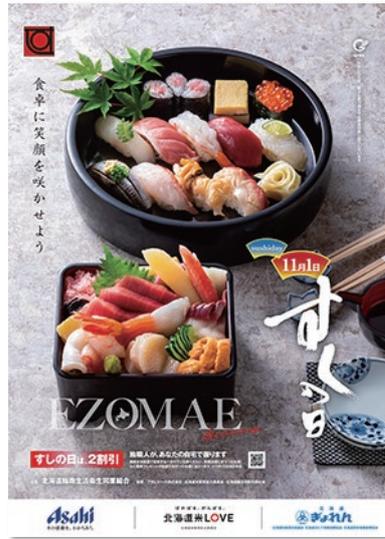
昨年のコロナ禍で映画業界も大変な打撃を受けました。組合の主要行事である「ほっかいどう映画まつり★シネマラリー」や「北海道映画人名刺交換会」も中止を余儀なくされました。幸い厳しい業界ガイドラインの遵守で、映画館由来のクラスターは皆無ですが、対策の一助として組合よりC o 2 チェッカーを支給し、組合一体で感染防止に努めています。

鮭商組合



◀道産の日(10/3)、すしの日(11/1)のイベントでは、道産食材や鮭の魅力を広くPR!

「道産の日」、「すしの日」のポスターは、令和2年度も青年部で作成しました。



食肉組合



HACCP手法を取り入れた衛生管理の徹底についての普及・啓蒙と、昨年からの蔓延している新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染拡大予防ハンドブックを作成し、組合員への周知に努めています。

社交飲食組合



社交業界は、不特定多数のお客様と接することが多いことから、人から人への感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」、感染対策に取り組んでいる組合員店を示す「安心優良店の証(厚生労働省認可団体所属組合の店)」を全店に配付したほか、各地区本部や各支部では、この困難を乗り越えるため「コロナに負けない!みんなで頑張ろう!」のチラシ等を作成し、頑張っています。

喫茶飲食組合



北海道喫茶飲食生活衛生同業組合では、道内各地の喫茶店、甘味店、レストランなどの飲食業をサポートしています。経営されている方、開業を検討している方、喫茶組合に加入しませんか。

麺類飲食業組合



新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により飲食業界は大打撃を受けました。その中で組合加盟店とお客様をつなぐ事業を行いました。また、最前線で闘っている医療従事者の皆様に敬意と感謝の気持ちを届けました。



料理飲食業組合



北海道料理飲食生活衛生同業組合は、北海道内の料亭、料理店の同業組合で、百有余年の歴史を誇る全国料理業生活衛生同業組合連合会の下、「もてなしの心」と「匠の技」を伝承しています。また、料理業を営む方々の経営の健全化と振興を通じ、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益を守ることを目的に活動しています。詳しくはWEBでご確認ください。⇒ <https://www.h-ryouin.com>

令和3年度無料地区相談室のご案内

～専門の相談員がお答えします～

当指導センターでは、次のような相談を専門的に解決するために、下記の日程により地区相談室を開設いたします。なお、相談内容は他に洩らすことはありません。



- 1 経営全般の相談
- 4 企業再生の相談

- 2 新規開業の相談
- 5 衛生管理の相談

- 3 公庫融資の相談
- 6 業界情報の提供

相談室の開設日・場所

相談員 中小企業診断士・生衛業経営指導員

時間 午後1時から午後4時（予約制）

- ・開催日によっては、開催時間が午後2時からとなりますので、ご注意願います。
- ・相談ご希望の方は、事前に当指導センター又は生同組合にご連絡ください。



●札幌地区

令和3年 7月20日(火) 上原 範尚 中小企業診断士
令和3年 9月14日(火) 橘 真美子 中小企業診断士
令和3年 11月16日(火) 村井 和明 中小企業診断士

北海道浴場会館3階会議室
札幌市中央区大通西16丁目2番地
電話：011-615-2112

●釧路地区 午後2時から

令和3年 6月17日(木) 佐藤 真康 中小企業診断士

日本政策金融公庫 釧路支店
釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル7F
電話：0154-43-3330

●帯広地区 午後2時から

令和3年 6月22日(火) 佐藤 真康 中小企業診断士

日本政策金融公庫 帯広支店
帯広市大通南9丁目4 帯広大通ビル2F
電話：0155-24-3525

●北見地区 午後2時から

令和3年 7月1日(木) 藤田 貴史 中小企業診断士

北見商工会議所
北見市北3条東1丁目2
電話：0157-23-4111

●室蘭地区 午後2時から

令和3年 7月6日(火) 森永 勉 中小企業診断士

日本政策金融公庫 室蘭支店
室蘭市東町2-9-8
電話：0143-44-1731

●千歳地区 午後2時から

令和3年 8月18日(水) 前嶋 靖 中小企業診断士

千歳商工会議所
千歳市東雲町3-2-6
電話：0123-23-2175

●小樽地区 午後2時から

令和3年 9月15日(水) 橘 真美子 中小企業診断士

日本政策金融公庫 小樽支店
小樽市稲穂2丁目1-3
電話：0134-23-1167

●函館地区 午後2時から

令和3年 10月7日(木) 大岩 佳弘 中小企業診断士

函館商工会議所
函館市若松町7-15
電話：0138-23-1181

●旭川地区

令和3年 10月14日(木) 山本 哲也 中小企業診断士

日本政策金融公庫 旭川支店
旭川市四条通9丁目1704-12 朝日生命ビル1F
電話：0166-23-5241

- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催日等が変更する場合があります。
- ・開催日等が変更した場合は、当指導センターのホームページに掲載します。
- ・個別相談は、お客様が重ならないように時間を調整します。
- ・生衛組合員以外の営業者の方、これから開業する方も参加可能です。

随時相談

上記の相談日のほか、経営・融資・税務・労務・法務・衛生などの専門的相談にお答えしますので随時お問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人
北海道生活衛生営業指導センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
電話：011-615-2112 FAX：011-615-2113
ホームページ <https://www.hokkaido-seiei.or.jp>

生活衛生同業組合の連絡先

組 合 名	郵便番号	住 所	電話・FAX
北海道理容生活衛生同業組合	064-0802	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F	(011)621-4648 (011)612-4279
北海道美容業生活衛生同業組合	064-0802	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F	(011)621-9659 (011)621-9699
北海道クリーニング生活衛生同業組合	065-0014	札幌市東区北14条東12丁目1-3 クリーニングビル 2F	(011)731-6700 (011)731-1177
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目2 北海道浴場会館 2F	(011)611-9341 (011)621-6346
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル 6F	(011)221-6979 (011)221-4373
北海道興行生活衛生同業組合	060-0063	札幌市中央区南3条西3丁目15 アルファ南3条ビル 5F	(011)231-6361 (011)218-2521
北海道鮭商生活衛生同業組合	060-0061	札幌市中央区南1条西9丁目 第2北海ビル 4F	(011)261-2651 (011)261-2815
北海道食肉生活衛生同業組合	060-0041	札幌市中央区大通東7丁目18-2 EAST7ビル 7F	(011)280-0029 (011)280-4000
北海道社交飲食生活衛生同業組合	064-0804	札幌市中央区南4条西6丁目 晴ばれビル 5F	(011)221-3993 (011)221-0908
北海道麺類飲食業生活衛生同業組合	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 7F	(011)221-5963 (011)221-5964
北海道喫茶飲食生活衛生同業組合	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目2 北海道浴場会館 1F	(011)616-2611 (011)616-2611
北海道料理飲食業生活衛生同業組合	064-0809	札幌市中央区南9条西3丁目 マジソンハイツ 606号	(011)511-8013 (011)511-5013
北海道中華料理生活衛生同業組合	北海道生活衛生同業組合連合会へお問い合わせください		(011)615-2112 (011)615-2113

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センターご利用のごあんない

営業指導センターは、皆様のお役に立ちます！

生活衛生営業指導センターでは、営業者の方はもちろん、消費者の方にも役立つ、次のような業務を実施しております。
ご来所の場合には事前にご連絡をお願いします。

経営相談

経営指導員や中小企業診断士により経営・融資・税務・労務・法務・衛生など経営全般について相談業務を行っています。

苦情相談

消費者の皆様からのお店やサービスに関する苦情相談を承っています。

研修・講習会の開催

営業等に関する各種講習会やクリーニング師研修・従業者の講習会を行っています。

資金の借入れ相談

日本政策金融公庫への融資相談やお店の新築・改装等の資金についての相談業務を行っています。

Sマーク店の登録

* Sマーク店は生衛法に基づく「標準営業約款登録店」です。
* 現在、理容・美容・クリーニング・めん類飲食店・一般飲食店の5業種で実施しています。

◆ マークのSは Standard (安心)、Sanitation (清潔)、Safety (安全)

私たちは、生活衛生同業組合による
「活動推進月間(11月)」を応援しています。

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
TEL (011) 615-2112 FAX (011) 615-2113
http://www.hokkaido-seiei.or.jp info@hokkaido-seiei.or.jp

